

# 運 営 規 程



在宅介護サービス【ふれあいサポート】

株式会社シェアリングエイド

小野ケアステーション  
(指定訪問介護事業所)

(事業の目的)

第 1 条 株式会社シェアリングエイド（以下「事業者」という。）が運営する、ふれあいサポート小野ケアステーション（以下、「事業所」という。）が実施する訪問介護事業及び介護予防訪問介護相当サービス事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護者、要支援者又は事業対象者（以下、「要介護者等」という。）に対し、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者等（以下、「訪問介護員」という。）が、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の居宅において入浴、排泄、食事の介護その他の日常生活全般にわたる世話又は支援等の適切な訪問介護及び介護予防訪問介護相当サービス（以下「訪問介護等」という。）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第 2 条 訪問介護の提供に当たっては、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他生活全般にわたる援助をおこなうものとする。介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たっては、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする
2. 事業の実施に当たっては、要介護者等となることの予防又はその状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うとともに、地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、居宅介護（介護予防）支援事業者、他の居宅（介護予防）サービス事業者、その他の保健・医療・福祉サービスを提供する者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等と綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
  3. 事業の実施に当たっては、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。
  4. 前3項のほか、「大津市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年3月22日 大津市条例第15号）」及び「大津市介護予防訪問介護相当サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに介護予防訪問介護相当サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める要綱」の規定を遵守する。

(事業所の名称等)

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 1 名 称 ふれあいサポート小野ケアステーション
- 2 所在地 滋賀県大津市湖青 1-1-20 ローズプラザ小野内

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第 4 条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び勤務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名  
管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行い、また当該事業所の従業者に法令及びこの規程を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- 2 サービス提供責任者 1名以上  
サービス提供責任者は、事業所に対する訪問介護等の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画及び介護予防訪問介護相当サービス計画（以下、「訪問介護計画等」という。）の作成等を行う。
- 3 訪問介護員等（常勤換算方法で2.5人以上）  
訪問介護員等は、訪問介護計画等に基づき訪問介護等の提供に当たる。
- 4 事務職員 1名以上<常勤職員または非常勤職員>  
事務職員は、管理者及びサービス提供責任者の補助業務及びその他必要な業務を行う。

(営業日及び営業時間)

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- 1 営 業 日：月曜日から金曜日までとする。  
但し、原則として祝日、国民の休日及び年末年始（1月31日～1月3日）を除く。
- 2 営 業 時 間：午前9時から午後6時までとする。  
上記営業日、事業所営業時間外は、携帯電話への転送により、24時間連絡が可能な体制とする。
- 3 サービス提供日：月曜日から日曜日までとする。但し、原則として1月31日から1月3日までを除くが、必要に応じて対応する。
- 4 サービス提供時間：午前6時から午後10時までとする。

(指定訪問介護の内容)

第 6 条 訪問介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 訪問介護計画の作成
- (2) 身体介護
- (3) 生活援助

2 介護予防訪問介護相当サービスの内容は次のとおりとする。

- (1) 介護予防訪問介護相当サービス計画の作成
- (2) 身体介護及び生活援助の見守りの援助

(訪問介護等の利用料その他の費用の額)

第 7 条 訪問介護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣及び大津市長が定める基準によるものとする。また、当該訪問介護等が法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合の額とする。

2. 第 8 条の通常の事業の実施地域を越えて行う訪問介護等に要した交通費は、通常の事業の実施地域を越えた所から公共交通機関を利用した実費を徴収する。尚、自動車を利用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

通常の事業の実施地域を越えた地点から片道 10 km 未満 300 円

通常の事業の実施地域を越えた地点から片道 10 km 以上 500 円

3. 利用者からのキャンセルがあった場合で、サービス提供の前営業日までに連絡がなかった場合は、法定報酬単価の 10% を徴収する。但し、利用者の容体の急変・緊急など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とする。

4. 前 3 項の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受ける。

5. 利用料等の支払いを受けた時は、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとの区分）について記載した領収書を交付する。

6. 法定代理受領サービスに該当しない事業に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した事業の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付する。

(通常の事業の実施地域)

第 8 条 通常の事業の実施地域は、小松地域包括・和邇地域包括・真野地域包括・堅田地域包括・比叡地域包括・比叡第二地域包括担当の地域とする。

(緊急時及び事故発生時等における対応方法)

第 9 条 従業者は、現に指定居宅介護等の提供を行っている時に、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じた場合その他必要な場合は、速やかに利用者の主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

2. 管理者は、早急に事態の確認を行い、自らもしくはその指示を受けた者により、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る相談支援事業者に連絡をするものとする。又、事態の収拾を見計らいながら各行政機関に対して経緯の報告を行う。尚、主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

3. 管理者は、事故に際して講じた措置に関して記録を作成するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講ずるものとする。

4. 利用者に対するサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害を賠償するものとする。

(苦情に対する対応方針)

- 第10条 事業者は、自らが提供したサービスに係る利用者からの苦情に迅速且つ適切に対応する。
2. 事業者は、自らが提供したサービスに関し、介護保険法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出、若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村等が行う調査に協力するとともに、市町村等から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って行う。

(業務継続計画の策定)

- 第11条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図る計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。
2. 事業所は、従業者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を実施するものとする。
  3. 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(感染症対策)

- 第12条 事業所は、感染症が発生し、又は蔓延しないように、次の措置を講ずるものとする。
- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の設置及び委員会での検討結果についての従業者への周知徹底
  - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備
  - (3) 従業者に対する感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練の実施

(秘密保持等)

- 第13条 事業所及びその従業者は、その業務上知り得た利用者又はその家族等の個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス、その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。
2. 事業所及びその従業者は、その業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を保持するものとする。
  3. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を保持するため、従業員でなくなった後においても、これらの秘密を保持するべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

4. 事業所は他のサービス事業者等に対して、利用者又はその家族等に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者又はその家族等の同意を得るものとする。

(居宅介護（介護予防）支援事業者との連携)

第14条 事業者は、事業の実施に際し、居宅介護（介護予防）支援事業者（必要と判断される場合には、主治医、保健医療・福祉サービス提供者を含む）と連携し、必要な情報を提供することとする。

(利用者に関する市町村への通知)

第15条 事業者は、利用者が正当な理由なしに訪問介護等の利用に関する指示に従わないことにより、利用者の要介護状態等の程度を悪化させた時又は悪化させる恐れがある時、及び利用者に不正な受給がある時等は、意見を付して当該市町村に通知することとする。

(人権擁護・虐待防止)

第16条 事業所は、利用者の人権の擁護、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速且つ適切な対応を図るため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定
  - (2) 利用者の権利擁護を推進するため、成年後見制度の利用を支援する
  - (3) 第12条に基づく、苦情処理体制の整備
  - (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
  - (5) 虐待防止のための対策を検討する虐待防止委員会の設置及び委員会での検討結果についての従業者への周知徹底
2. 事業者は、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(身体拘束等の禁止)

第17条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下、「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

2. 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。
3. 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講ずるものとする。
  - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置及び委員会での検討結果についての従業者への周知徹底
  - (2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
  - (3) 従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施

(ハラスメントの防止)

第18条 事業所は適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

(暴力団排除)

第19条 事業所を運営する当該法人の役員及び事業所の管理者及びその他の従業員は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。次項において同じ。）であってはならない。

2. 事業所は、その運営について、暴力団員の支配を受けてはならない。

(その他運営に関する留意事項)

第20条 事業者は、本事業の社会的使命を十分認識し、従業員の資質向上を図るため、人権擁護、虐待防止、認知症ケア等の事項に関して、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保し、又、業務体制についても検証、整備する。

- |                 |          |
|-----------------|----------|
| (1) 採用時導入研修     | 採用後1ヶ月以内 |
| (2) 継続研修（実技研修）  | 1回／6ヶ月以上 |
| (3) 人権擁護に関する研修  | 1回／年     |
| (4) 虐待防止に関する研修  | 1回／年     |
| (5) 認知症ケアに関する研修 | 1回／年     |

- 2 この規程の概要等、利用者のサービス選択に係る事項については、事業所内の見やすい場所に掲示するか閲覧できるようにする。
- 3 事業者は、訪問介護等の提供に関する記録を整備し、その契約の完結後2年間保存するものとする。
- 4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、株式会社シェアリングエイドと事業所の管理者との協議に基づいて定める。

付 則

- この規程は、平成19年11月 1日から施行する。  
この規程は、平成23年10月 1日から施行する。  
この規程は、平成25年 2月 1日から施行する。  
この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。  
この規程は、平成27年 8月 1日から施行する。  
この規程は、平成28年 3月 1日から施行する。  
この規程は、平成30年 6月 1日から施行する。  
この規程は、令和 1年 5月 1日から施行する。  
この規程は、令和 1年 8月 1日から施行する。  
この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。